

第24回最新科学機器展 第12回計量計測総合展 最新技術セミナー

出展申込書

本申込書のコピーをとり、必ず控えとしてください

第24回最新科学機器展 / 第12回計量計測総合展 / 最新技術セミナー 事務局 御中
下記の通り本展の出展規定に従い出展を申し込みます。

年 月 日

●出展会社名

●本社所在地 〒

●代表者

●展示会担当者名

印

●展示会担当者所属部課名

●展示会担当者所在地 〒

TEL

FAX

E-mail

http://

●出展申込小間数
会 員 ￥216,000 (税込) × [] 小間 = 円 (税込)

非会員 ￥270,000 (税込) × [] 小間 = 円 (税込)

●展示方法 [いずれかに○印をご記入ください]

●並列

●ブロック [4小間以上]

*出展申し込みをされる展示会の前の□に✓をお願いします。

最新科学機器展 計量計測総合展

招待状

枚希望

ポスター

枚希望

●来場者にPRしたい分野 (出展製品) の□に✓をお願いします。(複数可)

 自動車関連

 航空機関連

 ロボット関連

 医食品関連

 化学関連

その他

●最新技術セミナー ※発表時間と会場は主催者が決定いたします。あらかじめご了承下さい。

35分テーマ	￥75,600円 (税込) × [] テーマ 小計 _____ (税込)
50分テーマ	￥97,200円 (税込) × [] テーマ 小計 _____ (税込)
合 計	[] テーマ 合計 _____ (税込)
備 考	

第24回最新科学機器展 第12回計量計測総合展 最新技術セミナー

【出展規約】

① 事務局

ここに定める事務局とは主催者が組織する展示会運営事務局員、またはこの展示会運営のための代理人をさします。

② 出展申込

出展申込書(本書)に必要な事項をご記入の上、事務局にお申し込み下さい。申し込みは、主催者が出展申込書を受取り、記載内容について承認の後、出展社に出展小間料を請求します。なお、事務局は出展社の申込みが適当でないと判断した場合、出展をお断りする場合があります。

●出展申込締切 2018年1月31日(水)

③ 出展料に含まれる費用

- 基準時間内の会場使用料金・照明・空調費
- バックパネル・サイドパネル等の基礎小間工事費
- 共用施設の工事費および維持費
- 広報宣伝費(ポスター・案内状含む/一部有料あり)
- 来場者サービスに関わる費用(会場案内等の製作費)
- 事務局企画運営・安全管理・整備費用

④ 出展料に含まれない費用

- 出展社の自社小間装飾費・搬入出費および運営費
- 一次側幹線・二次側電気工事および電気使用料
- 臨時電話などの通信回線の架設費と通信料金
- 基準時間外の会場使用料
- 給排水、アース・アンテナ等の工事費と使用料
- 自社出展機器および対人傷害などの保険料
- 会場設備・備品および他社展示物の破損、紛失弁償費
- 放置された装飾資材等の残材、ゴミ処分に係わる費用
- その他、通常出展料に含まれない費用とみなされるもの

⑤ 小間割決定

事務局は出展申込に応じて、小間割図を作成し、予め出展社に通知致します。事務局が運営上もしくは緊急時上必要と認めたものについては、小間の位置を指定する場合があります。

⑥ 出展申込後の取り消し

出展申込後、申込小間面積の一部または全部を取り消す場合は、次の通り取り消し料を申し受けます。

出展申込受付より2018年1月31日(水)までは、出展料の70%
同年2月1日(木)以降は、出展料の全額

ただし、天災地変等のやむを得ない理由で展示会が開催できない場合は、事務局はすでに受けている出展申込を取り消すことができます。すでに払い込まれた出展料については、必要経費を差し引いた上で、なお余剰金があった場合、これを出展小間面積に按分して出展社に返却致します。

⑦ 出展料の支払い

請求書を発送致しますが、開催1ヶ月前までに事務局の指定する口座にお振り込み下さい。振り込み手数料は出展社でご負担下さい。

⑧ 出展面積の転貸、売買、譲渡、交換の禁止

出展社または出展申込者は、出展面積の一部あるいは全部を、転貸、売買、譲渡、交換することはできません。また事務局の承認なしに、出展社以外の会社が使用、展示することはできません。

⑨ 展示会の運営

事務局は展示会の業務を円滑に実行するため、各規則等の制定、修正を行います。また、この「出展規約」に記載の無い事項について、新たに取り決め、各種の追加や変更を行うことができます。出展社が「出展規約」ならびに展示規則その他出展に関するマニュアル上での規定等に違反した場合、事務局はその出展社の出展をお断りすることがあります。その場合、その展示スペースは事務局が処分することができ、出展料の扱いについては出展規約(⑥項「出展申込後の取り消し」)に準拠します。

⑩ 展示品の管理および免責

展示品の管理は、出展社の責任において行って下さい。事務局は、展示品の損害、盗難、紛失、破損等についての責は負いません。

⑪ 保険

出展社は、会場への展示物搬入開始から撤去までの期間必要と思われるものについては損害保険に加入して下さい。特に小間内の警備・保険に関しては自社で行ってください。

⑫ 補償

出展社およびその代理人が他社の小間、事務局の運営設備または展示会場の設備および人身等に損害を与えた場合はその補償は出展社の責任になります。

⑬ 出展搬入・搬出と撤去

展示物等の会場への搬入期間および会場の設営工事期間などの詳細につきましては、出展社説明会にてご案内致します。会期中は事務局の承諾無しに、展示物を搬入・搬出・撤去および移動することはできません。展示物や小間内の保守および清掃は、出展社の責任において行って下さい。決められた撤去期日までに撤去されない展示物および物品は、出展社の費用および危険負担で事務局が撤去致します。

⑭ 出展規約と展示規則の承認

すべての出展社あるいは代理社は、「出展規約」および事務局が制定する上記展示規則を承認したものと致します。事務局と出展者、来場者、関係者との間で解決されない事項が発生した場合は、裁判所に裁定を委ねます。